

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 17 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 16 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 16 件 |
| 国民年金関係 | 8 件 |
| 厚生年金関係 | 8 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月まで

私は、昭和 49 年 9 月に夫と一緒に国民年金の加入手続を行い、56 年 4 月に、市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、私が納付書により夫の分と一緒に市役所で納付していた。

私の申立期間の国民年金保険料のみが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 9 月に夫と一緒に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、夫の分と一緒に市役所で納付したと主張しているところ、その夫の申立期間の保険料は納付済みとなっている上、夫婦の納付行動は納付日が確認できる 59 年 4 月から平成 24 年 7 月まで同一であることがオンライン記録により確認できることから、申立期間の保険料についても、夫の分と一緒に納付していたと考えても不自然ではない。

また、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について国民年金保険料を全て納付している上、申立期間は 1 回、かつ 12 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和49年6月1日）及び資格取得日（52年9月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額については、49年6月から同年8月までは7万2,000円、同年9月から50年7月までは8万6,000円、同年8月から51年6月までは11万円、同年7月から52年6月までは12万6,000円、同年7月及び同年8月は14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月1日から52年9月1日まで
昭和43年4月に、A社に入社し、平成19年7月31日まで継続して勤務していたが、海外勤務していた期間のうち申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることが判明した。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録によると、A社において昭和43年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、49年6月1日に同資格を喪失後、52年9月1日に、同社で再度資格を取得したとされており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の記録及びA社が保管する申立人に係る申立期間当時の人事記録カードから判断すると、申立人は申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の元人事担当者は、「昭和45年頃から56年頃までの複数の海外勤務者を調査したところ、給与額に応じた厚生年金保険料を国内給与

から控除、又は国内賞与から一括して控除していたことを確認した。」、同社の元経理担当者は「海外勤務中の厚生年金保険料は、国内賞与から一括して控除していた。」と述べている。

さらに、申立人の海外勤務時の後任及び複数の同僚は、「厚生年金保険料は、国内賞与から一括して控除されていた。」と述べている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の人事記録カード及び同僚のオンライン記録から判断すると、昭和 49 年 6 月から同年 8 月までは 7 万 2,000 円、同年 9 月から 50 年 7 月までは 8 万 6,000 円、同年 8 月から 51 年 6 月までは 11 万円、同年 7 月から 52 年 6 月までは 12 万 6,000 円、同年 7 月及び同年 8 月は 14 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和 49 年 6 月から 52 年 8 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和45年5月21日から同年6月1日までの期間について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（後に、B社。現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月21日から同年7月1日まで
私は、A社へ入社し、すぐにD社（現在は、C社）へ配属された。平成19年3月末までE社のグループ会社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和45年5月21日から同年6月1日までの期間について、雇用保険の加入記録及び申立人と同時期にA社からD社へ異動した同僚が所持する給与明細書から、申立人は、当該期間において申立てに係るグループ会社に継続して勤務（A社からD社に異動）していたことが認められる。

また、上記の同僚は、その所持する給与明細書から、昭和45年5月の厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

なお、異動日については、事業主は、申立人に係る資料を保管していないが、A社は、会社分割に伴い昭和45年6月1日にB社に名称変更しているところ、上記の同僚の所持する同年5月分の給与明細書には、A社、同年6月分の給与明細書にはD社と記載されており、B社の社名は記載されていないことから、同日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年

5月21日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く、不明としているが、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日と同じ昭和45年5月21日となっていることから、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同日と記録したとは考え難く、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和45年6月1日から同年7月1日までの期間については、雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間において、D社に勤務していたことは認められる。

しかし、オンライン記録では、D社は、昭和45年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間においては適用事業所となっていないことが確認できる。

また、上記の同僚は、その所持する給与明細書から、昭和45年6月の厚生年金保険料を控除されていなかったことが確認できる。

このほか、申立人が当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち、昭和45年6月1日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年12月21日

A社で支給された賞与のうち、平成21年12月の賞与については、厚生年金保険の記録が無い。申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の記録では、申立期間に係る標準賞与額は10万円とされているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、事業主が保管している賃金台帳により、申立人は、申立期間において、標準賞与額（10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行ったと回答していることから、社会保険事

務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年1月1日から6年6月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を12万6,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月1日から同年5月1日まで
② 平成2年5月1日から12年8月21日まで

私は、学校を卒業後の平成2年4月1日にA社へ入社し、12年8月20日まで勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録では、同社での厚生年金保険の資格取得日が2年5月1日になっているのはおかしい。

さらに、同年5月1日から12年8月21日までの期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額に比べて低く記録されていることにも納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、平成5年1月1日から6年6月1日までの期間について、オンライン記録では、当初、申立人の標準報酬月額は、当該期間のうち5年1月から6年3月までは12万6,000円と記録されていたところ、同年4月26日付けで、遡って8万円に引き下げられていることが確認できる上、申立人のほか70名以上の被保険者についても、同様に標準報酬月額の減額訂正処理が行われている。

また、滞納処分票により、当該期間において、A社が厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成6年4月26日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えるのが難しく、社会保険事務所が標準報酬月額の減額訂正処理を行う合理的な理由も無いことから、有効な記録の訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成5年1月から6年5月までの標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た12万6,000円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の随時改定（平成6年6月1日）で、申立人の標準報酬月額は9万2,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

一方、申立期間②のうち、平成2年5月1日から5年1月1日までの期間及び6年6月1日から12年8月21日までの期間について、申立人は、当該期間の給与明細書等を所持しておらず、事業主からも回答を得ることができないことから、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することができない。

また、当該期間において、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚が所持する給与明細書を当委員会で検証したところ、いずれも、当該期間における報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額を超えるものの、源泉控除された厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間①について、申立人の雇用保険の記録から、申立人が当該期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の同僚は、「A社には試用期間があり、その間は厚生年金保険に加入していなかった。」と述べている。

また、A社の元事業主からは、回答を得ることができず、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、同僚からは、被保険者資格を取得するまでの期間について、給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人は申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和31年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和31年3月31日から同年4月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。当該期間に同社B事業所から同社C事業所へ異動はしたが、継続して勤務していた。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録、同社の回答及び同僚の証言から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和31年4月1日に、同社B事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和31年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和31年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行った

ものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月9日

A社で支給された賞与のうち、申立期間について、賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、オンライン記録が無い。

申立期間について、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が社会保険事務等を委託していた社会保険労務士から提出された平成17年分賞与明細書から、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる保険料控除額から、40万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「平成17年12月9日支給分の賞与に係る賞与支払届の提出を忘れたので、厚生年金保険料を納付していない。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川厚生年金 事案 8057

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和51年5月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月30日から同年5月16日まで
私は、B社からA社に出向し、B社に復職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、調査して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているB社の社内履歴の写し及び同社の回答から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和51年5月16日に、A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和51年3月の社会保険事務所（当時）の記録から12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格の喪失届の記載を誤ったと回答していることから、事業主が昭和51年4月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和51年5月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月30日から同年5月16日まで
私は、B社からA社に出向し、B社に復職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、調査して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する社内履歴及び同社の回答から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和51年5月16日に、A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和51年3月の社会保険事務所（当時）の記録から10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格の喪失届の記載を誤ったと回答していることから、事業主が昭和51年4月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和45年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年5月25日から同年6月1日まで
夫は、昭和41年5月10日から平成14年11月30日までの期間においてA社に継続して勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主が保管している人事記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和45年6月1日に、同社B事業所から同社C事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和45年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出の誤りを認めていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年5月の保険料について納入の告知を行っておらず

（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年6月30日から5年5月10日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年5月10日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間の標準報酬月額については、平成4年6月は17万円、同年7月から同年9月までは19万円、同年10月から5年4月までは20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月30日から5年6月1日まで
事業所の移転はあったものの、私は、昭和63年11月から平成5年9月までA社に継続して勤務していた。

しかし、オンライン記録では、申立期間が被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成4年6月30日から5年5月10日までの期間について、雇用保険の記録から、申立人が当該期間において、A社に継続して勤務していたことが確認できるが、オンライン記録では、4年6月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

また、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日である平成5年3月31日より後の同年5月10日付けで、申立人を含む同僚33人について、4年10月の定時決定の記録を取り消し、資格喪失日を同年6月30日とする処理が行われていることが確認できる。

さらに、複数の同僚は、「当時、A社は経営不振であった。給与の遅配や社会保険料の滞納があった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）が、かかる処理

を行う合理的な理由は無く、申立人が、平成4年6月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該喪失した旨の処理を行った5年5月10日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該喪失処理前の記録から、平成4年6月は17万円、同年7月から同年9月までは19万円、同年10月から5年4月までは20万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成5年5月10日から同年6月1日までの期間について、雇用保険の記録から、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、複数の同僚が所持している給与明細書により、平成5年5月の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年7月30日から同年8月10日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年8月10日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年6月1日から24年2月1日まで
② 昭和38年7月30日から同年8月10日まで

私は、C社（後に、A社、現在は、B社）D出張所が開設された昭和22年6月1日から勤務していたが、厚生年金保険の記録では、24年2月1日に資格取得となっており、申立期間①が被保険者期間となっていない。

また、申立期間②については、A社本社から同社D支店に転勤しただけであり、被保険者期間に欠落が生じるはずがない。

調査の上、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社の商業登記簿謄本の役員欄における申立人に係る記載及び複数の同僚の供述から、申立人が継続して同社に勤務し（同社本社から同社D支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社は不明としているが、申立人及び複数の同僚が申立人の前任者として挙げる被保険者が、A社D支店において昭和38年8月10日に資格喪失していることから、同日とすることが妥当であ

る。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、「当時の資料が無いため不明である。」としており、このほか、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、当時の同僚の供述から、当該期間のうち、少なくとも昭和23年12月1日以降の期間については、申立人がC社D出張所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、C社D出張所に係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同社D出張所は、昭和24年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①においては適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が、C社D出張所を立ち上げるために同社本社から来たとする上司2名及び同時期に採用されたとする複数の同僚の年金記録を調査したところ、いずれも同社D出張所において昭和24年2月1日に資格取得となっており、それより前の厚生年金保険被保険者記録は無い。

さらに、申立人と同日に資格取得している複数の同僚に照会したものの、同日前の期間について、厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述を得ることはできなかった。

加えて、B社は、「当時の資料は残っていない。」と回答しており、申立人に係る人事記録、給与関係書類等を確認することはできない上、申立人も、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年6月30日から5年5月10日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年5月10日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間の標準報酬月額については、平成4年6月は26万円、同年7月から5年4月までは30万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月30日から5年6月1日まで
事業所の移転はあったものの、私は、昭和54年4月から平成5年6月までA社に継続して勤務していた。
しかし、オンライン記録では、申立期間が被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成4年6月30日から5年5月10日までの期間について、雇用保険の記録から、申立人が当該期間において、A社に継続して勤務していたことが確認できるが、オンライン記録では、4年6月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

また、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日である平成5年3月31日より後の同年5月10日付けで、申立人を含む同僚33人について、4年10月の定時決定の記録を取り消し、資格喪失日を同年6月30日とする処理が行われていることが確認できる。

さらに、複数の同僚は、「当時、A社は経営不振であった。給与の遅配や社会保険料の滞納があった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）が、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人が、平成4年6月30日に厚生年金保

険被保険者資格を喪失した記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該喪失した旨の処理を行った5年5月10日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該喪失処理前の記録から、平成4年6月は26万円、同年7月から5年4月までは30万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成5年5月10日から同年6月1日までの期間について、雇用保険の記録から、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、複数の同僚が所持している給与明細書により、平成5年5月の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年6月30日から5年5月10日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年5月10日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間の標準報酬月額については53万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月30日から5年6月1日まで
事業所の移転はあったものの、私は、昭和60年5月から平成6年1月までA社に継続して勤務していた。

しかし、オンライン記録では、申立期間が被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成4年6月30日から5年5月10日までの期間について、雇用保険の記録から、申立人が当該期間において、A社に継続して勤務していたことが確認できるが、オンライン記録では、4年6月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

また、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日である平成5年3月31日より後の同年5月10日付けで、申立人を含む同僚33人について、4年10月の定時決定の記録を取り消し、資格喪失日を同年6月30日とする処理が行われていることが確認できる。

さらに、複数の同僚は、「当時、A社は経営不振であった。給与の遅配や社会保険料の滞納があった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）が、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人が、平成4年6月30日に厚生年金保

険被保険者資格を喪失した記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該喪失した旨の処理を行った5年5月10日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該喪失処理前の記録から、53万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成5年5月10日から同年6月1日までの期間について、雇用保険の記録から、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、複数の同僚が所持している給与明細書により、平成5年5月の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年6月30日から5年5月10日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年5月10日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間の標準報酬月額については36万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成4年6月30日から5年6月1日まで
事業所の移転はあったものの、私は、昭和63年4月から平成5年9月までA社に継続して勤務していた。

しかし、オンライン記録では、申立期間が被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成4年6月30日から5年5月10日までの期間について、雇用保険の記録から、申立人が当該期間において、A社に継続して勤務していたことが確認できるが、オンライン記録では、4年6月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

また、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日である平成5年3月31日より後の同年5月10日付けで、申立人を含む同僚33人について、4年10月の定時決定の記録を取り消し、資格喪失日を同年6月30日とする処理が行われていることが確認できる。

さらに、複数の同僚は、「当時、A社は経営不振であった。給与の遅配や社会保険料の滞納があった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）が、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人が、平成4年6月30日に厚生年金保

険被保険者資格を喪失した記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該喪失した旨の処理を行った5年5月10日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該喪失処理前の記録から、36万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成5年5月10日から同年6月1日までの期間について、雇用保険の記録から、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、複数の同僚が所持している給与明細書により、平成5年5月の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成5年4月11日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間の標準報酬月額については、平成4年6月は13万4,000円、同年7月から5年3月までは16万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成4年6月30日から5年4月11日まで
私は、昭和63年3月から平成5年4月までA社に継続して勤務していた。

しかし、オンライン記録では、申立期間が被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間において、A社に継続して勤務していたことが確認できるが、オンライン記録では、平成4年6月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

また、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日である平成5年3月31日より後の同年5月10日付けで、申立人を含む同僚33人について、4年10月の定時決定の記録を取り消し、資格喪失日を同年6月30日とする処理が行われていることが確認できる。

さらに、複数の同僚は、「当時、A社は経営不振であった。給与の遅配や社会保険料の滞納があった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）が、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人が、平成4年6月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した記録は有効なものとは認められないことから、

申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録から5年4月11日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該喪失処理前の記録から、平成4年6月は13万4,000円、同年7月から5年3月までは16万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成5年4月11日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間の標準報酬月額については、平成4年6月から同年9月までは14万2,000円、同年10月から5年3月までは15万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月30日から5年4月11日まで
私は、平成元年4月から5年4月までA社に継続して勤務していた。
しかし、オンライン記録では、申立期間が被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間において、A社に継続して勤務していたことが確認できるが、オンライン記録では、平成4年6月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

また、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日である平成5年3月31日より後の同年5月10日付けで、申立人を含む同僚33人について、4年10月の定時決定の記録を取り消し、資格喪失日を同年6月30日とする処理が行われていることが確認できる。

さらに、複数の同僚は、「当時、A社は経営不振であった。給与の遅配や社会保険料の滞納があった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）が、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人が、平成4年6月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録から5年4月11日であると認め

られる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該喪失処理前の記録から、平成4年6月から同年9月までは14万2,000円、同年10月から5年3月までは15万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年11月から13年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年11月から13年1月まで

私は、平成15年頃に市役所で、国民年金の保険料が未納となっている期間があることが分かったので、保険料が未納となっている全ての期間について、納付書を作成してもらい、自宅に送付してもらった。保険料は2年1か月以内ならば納付することができると言われていたので、未納になっていた全ての期間について納付期限に間に合うように、自宅の近所にある郵便局で納付していた。

自宅を探したところ、「国民年金保険料（未納）」と書かれている平成13年2月分から14年3月分までの領収書が見つかったが、私の年金記録では、11年11月から13年1月までの保険料が未納となっており、実際に保険料を納付した期間と相違している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成15年頃に市役所で、国民年金保険料が未納となっている期間があることが分かり、保険料は2年1か月以内ならば納付することができると言われていたので、未納になっていた全ての期間について、自宅の近所にある郵便局で納付していたと述べている。確かに、i) オンライン記録によると、同年3月から同保険料の口座振替が開始されていることが確認できること、ii) 申立人の厚生年金保険被保険者記号番号が、同年同月10日に、基礎年金番号に統合されていること、iii) 申立人が所持している13年2月から14年3月までの保険料の領収書のうち、最も古い13年2月分の領収書に納付書発行年月日が15年3月11日と記載されていることから、申立人が、市役所で保険料が未納となっているのが判明した時期は、同年同月頃であると

推認される。しかし、その時点において、消滅時効にかからず遡って納付することができるのは、13年2月までの保険料であり、それより前の期間である申立期間の保険料については、時効により納付することができない上、15年頃に2年1か月以内の保険料を納付することができると言われたとする申立内容及び申立人が所持する領収書と符合している。

また、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付したとする時期は、保険料の収納事務が国に一元化された平成14年以降の時期であり、事務処理の電算化が一層促進されたことを踏まえると、申立人に対して記録漏れ又は記録誤り等がなされたとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月から同年3月まで

私の母親は、私が20歳になった平成4年*月頃に、私の国民年金の加入手続を区役所で行った。

加入手続後の国民年金保険料は、私の母親が納付書により納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未加入による未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、平成4年*月頃に国民年金の加入手続を区役所で行い、申立期間の国民年金保険料を納付書により納付していたと主張しているが、申立人の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の被保険者資格記録及び申立人の国民年金被保険者名簿から6年1月頃と推認でき、申立人の主張する加入手続時期と相違する上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、年金手帳、国民年金被保険者名簿及びオンライン記録により、申立人が初めて国民年金の被保険者となった日は、平成5年12月29日と記載されていることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人自身は、申立期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の母親は、保険料の納付金額、納付方法についての記憶が明確ではないことから、申立期間に係る保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6926 (事案 4478 及び 5605 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月まで

私は、昭和 51 年 3 月頃に A 区に引っ越し、その後、同区の区役所で転入手続を行った。

国民年金の加入手続を行ったかどうかについての記憶は定かでないが、転入の届出を行った後、国民年金保険料の納付書が送られてきた。その納付書では保険料を納付せずにいたが、再度、納付書が送られてきたため、近くの区役所出張所で保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料は、区役所出張所か金融機関で定期的に納付していた。

申立期間の国民年金保険料を納付したことを証する新たな資料は無いが、保険料を納付したという鮮明な記憶があり、前回の委員会の判断に納得できないため、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初の申立てにおいて、昭和 51 年 4 月に引っ越した際には、国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、しばらくして国民年金保険料の納付書が送られてきたので、区役所の支所で保険料を納付したと主張しているが、i) 国民年金の加入手続を行っていないにもかかわらず、保険料の納付書が送付されることは考え難い上、申立人は、申立期間の保険料の納付時期、納付金額等についての記憶が無いとしていることから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明であること、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号は、55 年 6 月に払い出されており、申立人が申立期間当時居住していた区において、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらないこと、iii) 申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録では、申立人の

国民年金の被保険者資格取得時期は、同年4月とされていることから、申立期間は国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間であることなどから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成22年10月14日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、前回の申立てにおいて、申立人からは新たな資料の提出は無かったが、「昭和51年3月頃に、区役所で転入届を提出した際に、国民年金について説明されたため、国民年金の加入手続きを行い、その後は、3か月ごとに区役所の出張所で納付書により国民年金保険料を納付していたと思う。」と申立内容が当初の内容から変更されたため、当委員会において再度調査を行ったが、申立人に対し55年6月に払い出されている国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらなかったなどの理由により、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成23年6月1日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、今回の申立てにおいて、申立人の主張は委員会の当初及び前回の決定を変更すべき新たな事情とは認められない上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す新たな資料の提出も無いことから、申立人が当該期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6927

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から平成元年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から平成元年1月まで

私は、昭和63年3月に、それまで勤めていた職場を退職し、共済組合に加入しなくなったので、先々のことを心配した母親が、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。加入手続後、申立期間の国民年金保険料は、母親が全て納付してくれていた。当該期間当時、母親から、「次はあなたが自分でちゃんと納付するように。」と何度か言われたことを記憶している。その後、平成5年3月に結婚し転居したとき、転居先の市役所の分室で氏名及び住所の変更手続を行った。その際、母親から受け取った年金手帳は回収され、新しい年金手帳を渡された。

私は、新しい年金手帳に申立期間の年金の記録が記載されていないことを同分室の職員に尋ねたところ、同職員から、「新しい手帳の番号で管理されているから大丈夫。」と説明されていたにもかかわらず、当該期間の国民年金保険料が未加入による未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年3月に職場を退職後、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと述べているが、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び当該期間の保険料を納付したとするその母親は既に他界しており、証言を得ることができないことから、当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の所持する年金手帳によると、申立人が初めて国民年金の被保険者となった日は、平成5年3月16日と記載されており、オンライン記

録でも、同年同月より前に国民年金の被保険者資格を取得した記録は確認できないことから、申立期間当時、国民年金の加入手続は行われていなかったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された国民年金被保険者の被保険者資格記録等から、平成5年3月又は同年4月と推認されることから、同加入手続時点において、申立期間は、時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人の主張のとおり当該期間の保険料を納付するには、別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、その形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 50 年 3 月まで

私は 20 歳になった昭和 46 年*月頃、区役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続をした日に区役所内の銀行で国民年金保険料を納付し、その後も銀行や郵便局で納付していた。初めの頃は、数箇月分で 6,000 円ぐらゐを納付し、その後間もなく、1 万 2,000 円ぐらゐを納付するようになった。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 46 年*月頃に、区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、50 年 3 月と推認でき、申立人の主張と一致しない。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期からみて、申立期間のうち、昭和 48 年 1 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料は、遡って納付することが可能であるが、申立人は、当該期間の保険料を遡って納付した記憶は無いことに加え、申立人が 46 年 4 月から 47 年 12 月までの保険料を納付するためには、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立期間当初から手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立人は、申立期間当初、国民年金保険料を数箇月分で 6,000 円ぐらゐを納付していたと主張しているが、当該期間の保険料を実際に納付し

た場合の保険料額と大きく乖^{かい}離している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月及び同年6月

私は、平成4年7月か同年8月に、年金手帳とお金を持って町役場に行き、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した。

その時、2か月過ぎていたので納付することができるか心配だったが、無事納付することができてホッとしたことを覚えているので、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年7月か同年8月に、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の被保険者資格記録等から、申立人の国民年金の加入手続時期は6年6月又は同年7月と推認され、申立内容と相違する。

また、申立人は、国民年金への切替手続きを行った際に、町役場で、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと述べているが、i) 上述のとおり、国民年金の加入手続時期が平成6年6月又は同年7月と推認されること、ii) 申立期間直後の4年7月からの保険料を平成6年度に過年度納付していること、iii) まとめて保険料を納付したのは1回であるとしていることを考え合わせると、加入手続後に、遡って納付することが可能な期間の保険料については、過年度納付したが、申立期間の保険料については、時効により納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年9月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年9月から平成3年3月まで

私は、昭和63年9月頃に通学のため転居し、一人で生活するようになった。その頃、私の将来を心配する母親から国民年金の加入を勧められたことから、区民事務所で国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料については、母親から、私の銀行預金口座に生活費が定期的に振り込まれていたため、その中から1年のうち何回かに分けて納付書により銀行で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未加入による未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年9月頃、母親から国民年金の加入を勧められ、区民事務所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、年間何回かに分けて納付書により銀行で納付していたと主張している。しかし、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格記録等から平成3年6月から同年7月頃と推認でき、申立人の主張と一致しない上、申立人が所持する年金手帳によると、申立人は同年4月に国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、オンライン記録においても、同年同月より前に国民年金の被保険者資格を取得した記録は確認できないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立期間の当初から推認される加入手続時期までを通じて同一の住所地に居住していた申

立人に対して、別の手帳記号番号が払い出される事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立人は、年金手帳の受領時期及び申立期間当時の国民年金保険料額についての記憶が明確ではない上、申立人に、国民年金の加入を勧めたとするその母親から、申立期間の国民年金の加入時期について、具体的な証言を得ることができなかったことから、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から51年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から51年10月まで

私は、昭和47年*月に20歳になったが、前もって国民年金への加入に関するお知らせが届き、私の母親が、同年3月頃に町役場又は臨時出張所で、私の国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料については、私の母親が、当初は同臨時出張所で、税金と一緒に母親の分を含め2人分を納付し、その後、私名義の預金口座を使って口座振替により納付していた。

申立期間が国民年金に未加入で、国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親は、昭和47年3月頃に町役場又は同町の臨時出張所で、申立人の国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、53年3月頃に行われたと推認でき、申立内容と相違する。

また、申立人は、申立期間の始期から、推認される国民年金の加入手続時期までを通じて、同一町内に居住していたとしており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことに加え、申立人が所持する年金手帳、国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人が初めて国民年金の被保険者となった日は、昭和53年2月21日と記載されていることが確認できることから、申立期間は、国民年金の未

加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人の母親は、申立期間の当初は町の臨時出張所で、税金と一緒に自身の分を含め2人分の国民年金保険料を納付し、その後、申立人名義の預金口座を使って口座振替により保険料を納付していたと述べているが、申立人名義の預金口座を管理している金融機関によると、同口座の開設日は昭和56年7月14日であることが確認できることから、申立期間当時は、同口座は存在していない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 8067 (事案 6970 の再申立て、事案 2878 の再々申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年7月1日から25年5月4日まで
② 昭和26年11月1日から29年9月1日まで
③ 昭和26年6月1日から27年8月1日まで
④ 昭和30年6月25日から35年4月1日まで

厚生年金保険の記録によると、A社及びB社に勤務した厚生年金保険の加入期間が脱退手当金を受給した記録になっていた。脱退手当金を受給した記憶が無いので、第三者委員会に申立てを行ったが、「年金記録を訂正する必要はない。」との回答であったが、納得できないので再申立てをした。

また、当初は申立てをしなかったが、後から考えてみると、C社及びD社に勤務した厚生年金保険の加入期間についても脱退手当金を受給した記録になっているが、同期間についても脱退手当金を受給した記憶が無いとして申立てをした。

しかし、申立期間①から④までに係る厚生年金保険の記録の訂正は認められないとの回答であった。

今回、私が脱退手当金を受給したとの理由にまだ納得できないので、再度調査をして、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の「保険給付」欄に、脱退手当金を支給されたことが記録されており、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事

務処理に不自然さほうがえないほか、再度の申立てにおいても新たな関連資料及び周辺事情は見当たらず、また、当該期間以降の被保険者期間は別番号で管理されているなど、脱退手当金が支給されたことに不自然さほうがえず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年6月11日付け及び23年10月5日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間③及び④に係る申立てについて、当該期間の脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りは無いほか、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さほうがえない。

また、申立期間①から④までの脱退手当金は、申立期間①及び②に係るものと申立期間③及び④に係るものの2回にわたり支給されたと記録されており、2回の脱退手当金がいずれも申立人の意思に反して請求されているというのは考え難い上、当該期間後の厚生年金保険被保険者期間は別番号で管理されており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然であるとして、既に当委員会の決定に基づき、平成23年10月5日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに、B社及びD社の同僚の連絡先が判明したので調査してほしい旨と、脱退手当金の手続を行った覚えも受領した覚えも無い旨を主張しているが、当該同僚の供述は委員会の当初の決定を変更すべき新たな情報とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では、保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い中で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いか

など、いわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらない反面、申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 8068 (事案 7627 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年12月1日から50年1月26日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和50年3月1日から51年2月21日までの期間、56年1月29日から57年4月1日までの期間、58年11月1日から同年11月30日までの期間及び60年4月1日から同年10月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年12月1日から50年1月26日まで
② 昭和50年3月1日から51年2月21日まで
③ 昭和56年1月29日から57年4月1日まで
④ 昭和58年11月1日から同年11月30日まで
⑤ 昭和60年4月1日から同年10月1日まで

申立期間①について、私がA社に勤務していた期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与月額に見合う額より低額である。

申立期間②について、当該期間のうち、昭和50年3月1日から51年1月26日までの期間はA社に係る被保険者期間となっているが、同社には勤務しておらず、申立期間②はB社に勤務していた。

申立期間③のうち、昭和56年1月29日から同年4月1日までの期間については、C社に係る被保険者期間となっているが、同社には勤務しておらず、申立期間③はD社(現在は、E社)に勤務していた。

申立期間④については、A社に係る被保険者期間となっているが、同社には勤務しておらず、当該期間はF社に勤務していた。

申立期間⑤については、A社には昭和60年4月1日に入社したが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は同年10月1日となっており、申立期間⑤に係る被保険者記録が欠落している。

調査の上、申立期間①から⑤までについて、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、申立人は、厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料に見合う額と相違していると主張しているものの、A社は、「当時の賃金台帳等を保管していない。」と回答しており、申立人も当該期間に係る給与明細書等を所持していないことから、当該期間において、申立人が主張する厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができなかった。

また、申立人の当該期間における標準報酬月額は、申立人と同じく昭和43年12月1日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚とほぼ同額で推移している上、複数の同僚の記録と比較しても、不自然な点は見当たらない。

さらに、A社に係る申立人の当該期間における健康保険厚生年金保険被保険者原票に記録された標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

このほか、申立期間①について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②に係る申立てについては、申立人はB社に勤務していたと主張しているところ、同社は、「当時の人事記録、賃金台帳等を保管していないことから、当該期間に申立人が当社に勤務していたかは不明。」と回答している上、当該期間において、同社で厚生年金保険被保険者となっている複数の同僚に照会したものの、申立人が当該期間に同社に勤務していたと供述する者はおらず、当該期間における申立人の勤務実態を確認することができなかった。

また、申立人は、当該期間のうち、昭和50年3月1日から51年1月26日までの期間がA社における被保険者期間となっているが、同社には勤務していないと述べているものの、雇用保険の加入記録によると、申立人は、49年4月1日から51年1月25日までの期間において、同社に係る雇用保険被保険者となっており、B社においては雇用保険被保険者となっていない。

申立期間③に係る申立てについては、申立人は、D社に勤務していたと主張しているところ、雇用保険の加入記録によると、申立人が同社で雇用保険被保険者であったとの記録は無い上、E社は、「当時の人事記録、賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立人が当社に勤務していたかは不明。」と回答しており、申立人も同僚の名前を覚えていないことから、申立人のD社における勤務実態を確認することはできなかった。

また、オンライン記録によると、D社は厚生年金保険の適用事業所になっていないことが確認できる。

さらに、E社は、「当社は、厚生年金保険の適用事業所に係る届出をしておらず、給与から厚生年金保険料を控除することはない。現在でも、従業員は全て各自で国民年金に加入している。」と回答している。

加えて、申立人は、当該期間のうち、昭和56年1月29日から同年4月1日までの期間がC社における被保険者期間となっているが、同社には勤務していないと述べているものの、同社は「当時の資料は既に無く、不明である。」と回答している。

申立期間④に係る申立てについては、申立人はF社に勤務していたと主張しているところ、雇用保険の加入記録では、申立人が同社で雇用保険被保険者であったとの記録は無い上、同社は、「当時の人事記録、賃金台帳等の資料を保管していないことから、当該期間に申立人が当社に勤務していたかは不明。」と回答しており、申立人も同僚の名前を覚えていないことから、申立人の同社における勤務実態を確認することができなかった。

また、オンライン記録によると、F社は厚生年金保険の適用事業所になっていないことが確認できる。

さらに、F社は、「当社は、今まで厚生年金保険の適用事業所になったことはなく、給与から厚生年金保険料を控除することはない。」と回答している。

加えて、申立人は、「当該期間はA社における被保険者期間となっているが、同社には勤務していない。」と述べているものの、同社は、「当時の資料から、申立人は当該期間において当社に在籍していたと思われる。」と回答している。

申立期間⑤に係る申立てについては、申立人は、A社には昭和60年4月1日から勤務しており、当該期間が厚生年金保険被保険者期間とっていないと主張しているところ、当該期間において、同社で厚生年金保険被保険者となっている複数の同僚に照会したものの、当該期間に申立人が同社に勤務していたと供述する者はいなかった。

また、雇用保険の加入記録によると、申立人のA社における雇用保険被保険者資格取得日は昭和60年10月1日となっており、オンライン記録と一致している。

さらに、A社は、同社で保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書及び同被保険者資格喪失確認通知書から、「当該期間において、申立人はA社に勤務していなかった。」と回答している。

加えて、申立人は、申立期間②から⑤までに係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

以上のことから、申立期間①については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできず、また、申立期間②から⑤までについては、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 24 年 3 月 28 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間①から⑤までについて、新たな資料等の提出をせずに、審議結果に納得できないと主張して申し立てているが、これらのことは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできず、申立期間②から⑤までについて、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 8069 (事案 3494 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 9 月 1 日から 18 年 9 月 1 日まで

A社に勤務している期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が 38 万円となっている。当該期間の算定の基礎となる 17 年 4 月から同年 6 月まで、私は労働災害に遭い、仕事を休んでいた。当時は有給休暇の取得として給料が支払われており、19 年 2 月に労災認定となって欠勤扱いに変更したことから、結果として当該期間の支払基礎日数はいずれも 20 日に満たなくなり、保険者算定により従前の標準報酬月額 62 万円となるべきで、事業主はその訂正の届出を怠り、当該期間の標準報酬月額は不当に低く算定されているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

前回、申立てが認められなかったので、再度、調査して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、申立人の主張する健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の訂正の届出は行っておらず、申立人の申立てに係る当時の給与台帳により、平成 17 年 9 月から 18 年 8 月までの標準報酬月額は 38 万円として社会保険事務所 (当時) に届け出たと回答しており、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していること、申立人の保管している給与明細書において確認できる申立期間の報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額に見合う金額となっていること、及び上記の給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額は、オンライン記録における標準報酬月額に基づく

控除額となっていることなどから、既に当委員会の決定に基づき 22 年 7 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てに当たり、「A社は、『平成 17 年の標準報酬月額算定基礎届（訂正分）』、『出勤簿正誤表』及び『労働者災害補償保険の休業補償給付請求書』のとおり、申立人が、平成 17 年の定時決定の算定期間当時、労災事故により休業中であったため、保険者算定をするべきであったとして、申立人の申立期間における標準報酬月額の訂正を求めている。」と主張している。

しかし、年金記録確認第三者委員会は、厚生年金保険法による記録訂正のあっせんについては、申立期間における被保険者資格の届出又は保険料の納付の有無に係る事実認定に基づいて記録の訂正の要否を判断するものであり、これと離れて事業主が行った資格取得の届出手続の遅延又は届出手続漏れ自体の違法性の有無を判断するものではない。

また、当委員会は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録訂正が認められるかについても審議の対象としているところであるが、同法に基づき、記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が、被保険者から厚生年金保険料を源泉控除しながら、社会保険事務所に納付したことが明らかでない場合であるところ、事業主が保管している申立期間当時の給与台帳及び前回、申立人が提出した申立期間に係る給与明細書において、申立人の主張する厚生年金保険料が控除されていないことが確認でき、このほかに、申立人の主張する保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 8070 (事案 5011 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月 8 日から 40 年 1 月 5 日まで

私は、昭和 38 年 5 月 1 日に A 社に正社員として入社し、44 年末まで継続して勤務していたにもかかわらず、オンライン記録では、申立期間が被保険者期間となっていないことから、申立てを行ったが認められなかった。

今回、新たに失業保険被保険者証が見つかったので、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、同僚の供述から、申立人が申立期間において A 社に継続して勤務していたことは推認できるが、同社は既に廃業しており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立期間当時の人事記録、給与関係書類、源泉徴収簿等を確認することができないこと、申立期間当時の社会保険事務担当者 2 名は、いずれも既に死亡しており、当時の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることができないこと、及び申立人が申立期間において国民年金保険料を納付していたこと等から、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 1 月 26 日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は新たな資料として昭和 41 年 12 月 12 日に交付された失業保険被保険者証を提出しているが、所轄公共職業安定所から提出された事業所台帳全記録照会によると、A 社は、同年 5 月 1 日事業所設置であることが確認でき、申立期間当時、同社は、失業保険（当

時)の適用事業所となっていないことから、申立人は、申立期間において、同社の失業保険被保険者でないことが確認できる。

これは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私は、昭和 53 年 7 月頃から 54 年 6 月 30 日までの期間においてA社に勤務していた。申立期間においては厚生年金保険の被保険者であったはずなのに、同社での厚生年金保険の被保険者記録が無く、納得できない。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録から、昭和 53 年 7 月 1 日から 54 年 3 月 31 日までの期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかし、オンライン記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の元代表者の連絡先を特定することができず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社に勤務していた複数の同僚は、「A社は厚生年金保険に加入しておらず、同社での厚生年金保険の被保険者記録は無い。」と述べている。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 11 月 19 日から 37 年 7 月 1 日まで
夫は、生前、A地域にあったB事業所に勤務したことがあると言っていたにもかかわらず、申立期間の全てが厚生年金保険の被保険者となっておらず、国民年金の被保険者となっている。夫は国民年金ではなく、厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「申立期間は、結婚前の時期であり、具体的な所在地や夫の業務内容等の詳細については一切分からないが、夫は生前、A地域にあったB事業所に勤務したことがあると言っていた。」と述べているところ、オンライン記録において、申立期間当時、A地域には、C事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所が1件のみ存在することが確認できる。

しかしながら、C事業所に照会したものの、同事業所は、申立人の申立期間に係る在籍等については、当時の資料が無いため不明である旨回答している。

また、申立人の妻は、「夫から同僚の名前は聞いたことが無いので分からない。」と述べていることから、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者原票から、申立期間に被保険者であった4名のうち、所在が判明した2名に照会したものの、いずれの者からも申立人に係る証言を得られないことから、申立人の申立期間における勤務実態及

び保険料控除について確認することができない。

さらに、上記の被保険者名簿及び被保険者原票において、申立期間に被保険者資格を取得している者が記載されている全てのページを確認したが、申立人の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険又は厚生年金保険被保険者として、船員保険料又は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 15 年 6 月 1 日から 19 年 10 月 1 日まで
② 昭和 20 年 9 月 30 日から 22 年 3 月頃まで
③ 昭和 22 年 3 月頃から 28 年 1 月 1 日まで

夫は、昭和 15 年 6 月に A 社（現在は、B 社）に入社し、22 年 3 月まで海上及び陸上で勤務した。その後、同社は C 社と名称変更したが、27 年 12 月末まで継続して勤務していた。しかし、船員保険及び厚生年金保険の記録によると、A 社 D 支店に係る被保険者記録は 19 年 10 月 1 日から 20 年 9 月 30 日までの期間しかない。

調査の上、申立期間①から③までを船員保険又は厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人の所持する機関紙（『E』）によると、申立人は、A 社に 17 年間勤務したと記載されていることから、申立人は、申立期間①及び②に同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、当該期間における全国の船員保険被保険者のうち、申立人と同じ生年月日の者が 99 名確認できるものの、申立人と氏名が一致する者は確認できない。

また、申立人は、当該期間の同僚の名前を記憶しているところ、当該同僚は既に死亡している上、当該同僚の名前が確認できる F 社が管理していた C 社（元 A 社）における船員保険被保険者名簿（被保険者総数 864 名）

に申立人の氏名は見当たらない。

一方、当該期間における厚生年金保険の加入について、申立期間①においては厚生年金保険制度発足前の期間である上、A社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（被保険者総数 39 名）において、申立期間①に健康保険被保険者として申立人の氏名は確認できず、申立期間②については、同社D支店における厚生年金保険の被保険者資格を昭和 20 年 9 月 30 日に喪失した後に、C社において、同資格を取得した者は4名いるが、4名とも 22 年 9 月 1 日に同資格を取得しており、申立人と同様に申立期間②は被保険者期間となっていない。

なお、申立人は、『F社G課』と欄外に印字されている用紙を提出していること、及び昭和 20 年 9 月 30 日にA社D支店における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した者のうちの2名が 21 年 7 月 1 日にF社H部の被保険者資格を取得していることから、同社H部に係る船員保険被保険者名簿（被保険者総数 953 名）を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間③について、同僚の証言から、申立人がC社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、当該期間において、全国の船員保険被保険者のうち、申立人と同じ生年月日の者が 99 名確認できるものの、申立人と氏名が一致する者は確認できない。

また、申立人は、当該期間の同僚の名前を記憶しているところ、前述のとおり、当該同僚は、既に亡くなっている上、C社に係る上記被保険者名簿において申立人の氏名は見当たらない。

一方、当該期間における厚生年金保険の加入について、C社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（被保険者総数 58 名）を確認したが、当該期間に申立人の名前の記載は無く、健康保険番号に欠番は無い。

また、前記の機関紙によると、申立人は、I社の設立に貢献したと記載されている上、昭和 20 年 9 月 30 日にA社D支店における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した者のうちの1名が、23 年 4 月 1 日にI社J支部の被保険者資格を取得していることから、同社J支部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（被保険者総数 135 名）を確認したが、申立人の名前は見当たらない上、健康保険の整理番号に欠番は無い。

申立期間①から③までについて、申立人の妻は、申立人が、申立期間①及び②はA社に、申立期間③は同社が名称変更したC社に勤務し、乗船又は陸上勤務していたと主張しているが、B社は、「当社で保管している社員台帳及び社会保険台帳などの資料に申立人の名前が無いため、申立人の申立期間①から③までにおける勤務実態及び保険料控除について不明である。」と回答している。

また、申立期間①から③までにおける同僚について調査したが、申立人

の当該期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない上、申立人は、当該期間の給与明細書や源泉徴収票などの船員保険及び厚生年金保険料控除に関する資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける船員保険料又は厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険又は厚生年金保険の被保険者として申立期間①から③までに係る船員保険料又は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 10 年 7 月 1 日から 14 年 7 月 1 日まで
② 平成 14 年 7 月 1 日から 21 年 7 月 1 日まで

私は、申立期間①はA社に、申立期間②はB社に勤務していた。申立期間①の給料は、平成 10 年 7 月から 14 年 3 月までは 30 万円、同年 4 月から同年 6 月までは 32 万円だったにもかかわらず、厚生年金保険の標準報酬月額は 15 万円となっており、また、申立期間②の給料は、32 万円だったにもかかわらず、厚生年金保険の標準報酬月額は 17 万円となっている。調査の上、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成 10 年 7 月から 19 年 12 月までの給料明細書により、申立人は、申立期間①及び申立期間②のうち、14 年 7 月から 19 年 12 月までの給与額については、申立人の主張どおりの給与額が支給されていることが確認できる。

しかしながら、上記の給料明細書により、申立期間①の給与から 15 万円、申立期間②の給与から 17 万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、オンライン記録と一致している。

また、B社の現在の事業主は、「父親である前事業主が社会保険事務を担当していたが、既に亡くなっている上、申立期間①及び②に係る書類は全て処分されてしまっており、詳しい事情は分からない。」と述べている。

さらに、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額が遡って減額訂正されている等の不自然な事務処理が行われた形跡は無く、このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金

保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。